

施設のしおり



社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院へ

広島少年院

〒739-0151
広島県東広島市八本松町原11174-31
082-429-0821

広島少年院とは

少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された者及び少年法第56条第3項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者に対し、その特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的として設置された法務省所管の施設です。

広島少年院は、中国地方の家庭裁判所で第1種少年院送致決定及び第5種少年院収容決定のあった男子少年を収容している施設です。

対象者には、次の矯正教育課程が指定されます。

- ◎短期義務教育課程(SE) 中学校の学習指導要領に準拠した教科指導(6月以内)
- ◎義務教育課程Ⅱ(E2) 中学校の学習指導要領に準拠した教科指導(2年以内の期間)
- ◎短期社会適応課程(SA) 社会適応を円滑に進めるための各種の指導(6月以内)
- ◎社会適応課程Ⅰ(A1) 社会適応を円滑に進めるための各種の指導(2年以内の期間)
- ◎支援教育課程Ⅲ(N3) 対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導(2年以内の期間)
- ◎保護観察復帰指導課程Ⅰ(P1) 保護観察再開に向けた各種の指導(3月以内)
- ◎保護観察復帰指導課程Ⅱ(P2) 保護観察再開に向けた各種の指導(6月以内)

広島少年院のあゆみ

- 昭和16年 当院を設置(広島市宇品町。全国で5番目)
- 昭和20年 現在地(東広島市八本松町)に移転
宇品出張所の職員5名、少年8名が原子爆弾により被爆死亡
- 昭和24年 少年院法施行。少年院、少年鑑別所が発足
- 昭和51年 現在地において全面改築工事完了
- 昭和52年 非行の進度に応じた処遇区分を設置
(当院は初等・中等の長期処遇施設に指定。短期処遇の収容を停止)
- 平成27年 少年院法・少年鑑別所法が施行される。
- 平成28年 貴船原少女苑が当院の分院となる。
- 令和 2年 短期課程が併設され、同年9月から収容開始
- 令和 4年 改正少年法等施行に伴い、第5種少年院に指定

教育の方針と流れ

広島少年院における教育の方針は、次のとおりです。

- ◎家族等との交流を基に、これまでの関係を振り返らせ、その問題改善に対する力を高めさせる。
- ◎発達上の課題を有する者に対して、対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けさせる。
- ◎複数指導体制の実施により、在院者個々の問題をきめ細やかに手当てし、真に社会復帰する決意を固めさせる。

標準の教育期間と教育の流れは、次のとおりです。

【長期課程(11か月)】

- ◎3級(2か月) 問題改善への意欲の喚起を図る指導
(基本的生活訓練、職業生活設計指導)
- ◎2級(6か月) 問題改善への具体的な指導
(特定生活指導、教科指導、資格取得等)
- ◎1級(3か月) 社会生活への円滑な移行を図る指導
(社会適応訓練、就労支援、保護関係調整指導等)

【短期課程(20週)】

- ◎3級(4週) 問題改善への意欲の喚起を図る指導
(基本的生活訓練、職業生活設計指導)
- ◎2級(8週) 問題改善への具体的な指導
(特定生活指導、教科指導、進路指導、資格取得等)
- ◎1級(8週) 社会生活への円滑な移行を図る指導
(就労支援、ボランティア活動、社会貢献活動等)

※全期間を通じて日記・面接等の個別指導と集団寮での役割活動などが行われます。

矯正教育の内容

◎指導内容の構成

少年院の矯正教育は以下の5つの指導内容で構成され、少年の犯罪的傾向を矯正し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識・能力を習得させることを目的に行われます。

・生活指導

基本的な生活態度をはじめ、健全なものの見方、考え方、行動の仕方を身に付けさせる指導

- ・基本的生活訓練
- ・問題行動指導
- ・被害者心情理解指導
- ・進路指導
- ・特定生活指導 など



特定生活指導テキスト



特定生活指導授業風景

・職業指導

勤労意欲を喚起し、職業生活に必要な知識・技術を身に付けさせる指導

- ・職業生活設計指導
(職業生活設計指導科～ビジネスマナー等の社会人としての基礎マナー、キャリアカウンセリング、PC操作能力等の向上)
- ・職業能力開発指導
(製品企画科、総合建設科、ICT技術科)



職業生活設計指導



ICT技術科



総合建設科
(建物設備コース)



総合建設科
(土木・建築コース)



製品企画科
(アグリコース)

・教科指導

中学校教育、補習教育など、学力を向上させる指導

- ・義務教育指導
(中学校の教科～部外教科指導員による援助、在籍中学校との連絡・調整、卒業証書授与、受験外出などを実施)
- ・高等学校卒業程度認定試験受験指導、補習教育指導



卒業証書授与式



教科指導

・体育指導

健やかな心身を育む指導～心身の健康の回復、増進を図る指導
剣道、水泳、サッカー、ソフトバレーボールなど



剣道指導



水泳指導



サッカー指導

・特別活動指導

社会貢献活動、社会見学、各種行事などによる自主性・協調性を養う指導

ボランティア活動



社会貢献活動



運動会 全体演舞



社会復帰支援

- ◎帰住調整(保護者に対する協力の求め、帰住先施設との調整、保護観察所訪問 など)
- ◎就労支援(ハローワークへの訪問指導、キャリアカウンセラーによる面接 など)
- ◎修学支援(通信制高校と連携した高等学校教育機会の提供 など)
- ◎福祉支援(福祉サービスを受けるための調整)



保護観察所訪問指導



ハローワーク訪問指導

少年たちの一日

- 7:00 起床、身辺整理、朝食
- 9:10 出寮、朝礼、ラジオ体操
- 9:20 職業指導実習、教科指導等
- 11:20 午前の日課終了、帰寮
- 12:00 昼食、余暇時間
- 13:00 出寮、職業指導実習、教科指導、運動等
- 16:00 午後の日課終了、帰寮
- 17:00 夕食、余暇時間
- 18:00 マインドフルネス、日記、問題行動指導、入浴
- 20:00 余暇時間(テレビ視聴等)
- 21:00 就寝

主な年間行事

- 4月 春の交歓会
- 6月 院内剣道大会
- 7月 プール開き
- 8月 原爆犠牲者追悼式
水泳大会
- 9月 読書感想文発表
- 10月 運動会
- 12月 クリスマス会、サッカー大会
- 1月 もちつき大会
年頭所感発表会、成人式
- 2月 ソフトバレーボール大会
- 3月 卒業証書授与式
- 毎月 誕生会、進級式、保護者会